



ひとり親家庭等医療証について

見
本

本市のひとり親家庭等の医療費助成については「**香川県内の医療機関**」及び「**高松市内の接骨院**」で受診する場合、保険診療の窓口での自己負担が不要な現物給付としています（県外の医療機関及び高松市外の接骨院で受診する場合や、療養費（治療用装具等）は償還払（立替払）です。）。

助成の範囲について

保険診療の自己負担額（高額療養費、入院時食事（生活）療養費に係る標準負担額及び自費診療分は除く。）を助成します。

※保険診療外の経費（健康診断・検診料、予防接種費用、薬の容器代、文書料、入院時の個室料、200床以上の病院で紹介状を持たない場合の初診・再診料（病院により額は異なります。）など）は、対象外です。

※高額療養費を負担した場合は、加入している健康保険から還付を受けられますので、御自身で請求してください。

※健康保険から高額療養費を受給できるときに、高額療養費の額と市から助成額の調整が必要となる場合があります。その際は、御自身で保険者に高額療養費の申請等をお願いすることがあります。

※交通事故などの第三者行為により生じた傷病については、加害者の傷害・損害保険が優先されます。

※学校での事故等により生じた傷病については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先されます。ただし、センターの申請対象とならなかった場合は、ひとり親家庭等医療費助成が受けられることがあります。

使用方法について

県内の医療機関（病院、診療所、調剤薬局など）及び高松市内の接骨院で受診する際は、必ず**健康保険証に「ひとり親家庭等医療証」を添えて、医療機関窓口で提示**してください。高額療養費、入院時食事（生活）療養費に係る標準負担額及び自費診療分以外は、無料で受診できます。

県外の医療機関及び高松市外の接骨院で受診する場合や、療養費は立替払となりますので、健康保険証を提示して受診し、自己負担額をお支払ください。助成を受けるためには、**医療費支給申請書にかかった医療機関ごとに1か月単位で保険診療の自己負担額の証明を受け**、こども家庭課又は各総合センター・支所・出張所・市民サービスセンター（瓦町FLAG8階）に提出してください（郵送でも可）。県外の医療機関で申請書に証明が受けられない場合は、こども家庭課・各総合センター・塩江支所・庵治支所・香南支所の10か所で**領収印が押されている領収書での申請を受付します**。ただし、療養費の場合は、**関係書類の添付が必要**ですので、事前にこども家庭課へお問い合わせください。

※診療を受けた月の翌月1日以降に受付し、20日までに提出されたものについては、翌々月の15日（いずれの日も休日の関係で前後することがあります。）に、**保険診療の自己負担額のうち高額療養費及び付加給付を除く自己負担限度額まで**について口座振込で支給します（高額療養費は、加入している健康保険に御自身で請求してください。）。受付期間は、診療を受けた月の翌月1日から起算して、**5年以内**です。

裏面に続きます

医療証の有効期間について

この医療証の有効期間は、令和7年7月31日までとなっています。ただし、以下の方の有効期間は、短くなっています。

※任意継続健康保険に加入している方で、その有効期間が令和7年7月31日より短い方

任意継続健康保険の有効期間(資格喪失予定日の前日)に合わせているため、本来の有効期間(令和7年7月31日まで)より短くなっています。任意継続健康保険から新しい健康保険に変更した際に、医療証の保険変更の届出をしていただくことで、医療証の有効期間を令和7年7月31日までに変更します。新しい健康保険に変更した際は、届出をお願いします。

※今年度中に、18歳となるお子様(※4月1日生まれのお子様を含みます。)及びそのお子様より年齢の低いお子様を養育していないお母様又はお父様等

資格は、今年度の3月31日までです(4月1日生まれのお子様は誕生日前日)。

医療証の更新について

ひとり親家庭等医療証については、毎年8月1日を基準として、翌年7月31日までの医療証を交付しています。更新に当たり届出等の必要な方については、文書を送付しますので手続をお願いします。

また、所得判定対象者の前年の所得額が所得制限額を超過する場合は、医療証の交付はできません(受給資格がなくなります。)。

その他の方は、新しい医療証を7月下旬に郵送しますので、更新の手続は必要ありません。

届出が必要なとき

※次の場合には、健康保険証、医療証、身元確認ができるもの及び個人番号が確認できるものを御持参の上、届出をしてください。

- 加入している健康保険の内容に変更があったとき。
- 氏名が変更になったとき。
- 同居所に親族の方が居住するようになった、又はしなくなったとき。
- 受給資格を喪失したとき。

※次の場合には、受給資格がなくなりますので、医療証を返納してください。

- 婚姻したとき。また、婚姻していなくても事実上婚姻関係と同様とみなされる状況にあるとき。

「事実上婚姻関係と同様とみなされる状況」とは、異性との同居、頻繁な訪問、生計の援助がある場合等、社会的に夫婦として共同生活を営んでいると認められる状況をいいます。

- 市外へ転出したとき。
- お子様を監護養育しなくなったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- 障害者医療の受給対象となったとき。
- 持っている医療証の有効期間が満了したとき。

※児童扶養手当の資格が喪失すると、原則、ひとり親家庭等医療の資格も喪失します。

受給資格を喪失しますと医療証は使用できませんので、必ず返納してください。

※郵送又は各総合センター・支所・出張所・市民サービスセンターへお返しいただいてもかまいません。

資格喪失後のひとり親家庭等医療証の使用が判明した場合は、本来の自己負担分を直接本人に請求することとなりますので御注意ください。

問い合わせ先

高松市こども家庭課 こども医療係 高松市役所6階26番窓口

電話 087-839-2353 FAX 087-839-2360